

## あさひが丘自治会だより 10 月臨時号

### ◎ 「自治会費及び除排雪費の値上げ等に関する全世帯

#### アンケート調査の実施について＝自治会長」

自治会員の皆さま、「自治会だより 9 月号」でお知らせ致しましたみだしのアンケート調査を、下記のとおり実施致します。本調査に関する説明が少々長くなりますが、会員の皆さまのご理解とご協力をお願い致します。

#### 記

#### 1 アンケート調査記入用紙、「別紙」の提出期限

「別紙」に記入後、「10月26日(土)」までに、班長宅郵便受けに投函願います。

#### 2 アンケート調査結果の取扱いと、今後の自治会の手続き予定

- (1) アンケート調査結果の分析と、今後の常任役員等会議による協議検討
- (2) 「前記(1)」の結果について、全世帯への「自治会だより」による連絡
- (3) 自治会費・除排雪費を値上げするとした場合には、令和7年度自治会定期総会に、自治会規約改正の議案を提案
- (4) 定期総会の議決を経た後、令和7年度分から自治会費・除排雪費を値上げ

#### 3 自治会費及び除排雪費の制定経緯

当自治会地区は、平成初期の大規模宅地造成に伴う宅地化が進み、平成7年3月 30 日付けで約500世帯による「あさひが丘自治会」が発足しました。自治会規約第 14 条で「自治会費は1世帯当たり月額400円、排雪費は1世帯当たり月額300円(アパート居住世帯は一定の割引率適用)」とし、30年余の間、変更しないで推移してきました。

#### 4 自治会費及び除排雪費を、値上げせざるを得ないとする主な理由要旨等

##### (1) 定期除排雪費の自治会負担が大幅に増額されてきたこと。

ア 数カ年以上前までは、自治会と地元除排雪業者とが直接折衝した上で、

◎ 定期除排雪費 500世帯×3,000円＝150万円(途中消費税10%分増)

◎ 臨時除雪費(1回) 50万円(途中消費税10%分増)

と決定し、年額200万円(消費税分込み～220万円)で推移してきました。

イ 令和2年10月「除排雪三者懇談会(市土木事務所、市除排雪組合、自治会長)」

で、市及び組合から、人件費・燃料費の高騰等があり「定期除排雪の契約は、今後自治会と除排雪組合とで行うこと。(全市一律)」「今後数カ年以内に、各自治会とも1世帯当たり年額現行3,300円(税込)から4,000円程度に見直すこと。」などが要請された。

- ウ 自治会として、令和3年度から定期総会の議決を経て段階的に除排雪予算を見直してきました。令和6年度は、全戸既配布の総会議案書のとおり、「会費収入216万円余のところ、臨時除雪費 55万円を含めると支出予算は281万円余」となり、不足分は前年度繰越金の充当としました。

なお、繰越金が縮小していく令和4年度には、自治会会計から50万円を繰入れしています。

- エ 令和7年度における、定期除排雪の自治会と除排雪組合との契約、更に自治会独自の臨時除雪の地元業者との契約額は、

◎ 定期除排雪費 1世帯当たり4,000円×600世帯(アパート減額計算)=240万円

◎ 臨時除雪費(1回) 55万円(30年余変更なく、今後増額も予想されます。)

合計295万円の支出予算の見込みとなります。

これに対する収入予算の見込みは、除排雪の会費約216万円、繰越金79万円余を合わせて、合計295万円となり、繰越金はなくなることとなります。

- (2) 自治会独自の「臨時除雪」は、降雪状況から、必要な年度に実施してきたこと。

- ア 自治会では、12月以降1月初旬頃までの積雪状況を踏まえ、「南大通り・1号線及び北東谷側の幹線道路交差点における見通し確保のための角切り除雪」「住宅路における安全確保のための除雪」を主眼とし、地域住民・運転者、中でも冬休み明けの通学児童の安全確保を目的に、必要性を判断して「臨時除雪」を実施してきました。

- イ 「臨時除雪」は、令和元年度は未実施、2年度・3年度及び4年度は連続実施、5年度は未実施という結果です。

- ウ 原則は「除雪」であり、全区内55万円の範囲での除雪契約ですが、業者の好意により、幹線道路出入口や各世帯契約業者の歩道排雪に伴う大量積雪場所などにおいては、除排雪重機及びダンプカーを運用した除排雪作業を実施いただいています。

- エ 今後、これまで変更してこなかった「臨時除雪」の費用につき、増額も予想されます。

- オ 「臨時除雪」実施の可否に関しても、会員の皆さまの意向・方向性についてアンケートで確認をさせていただきます。

- (3) 全町内に設置の「街路灯(防犯灯)」の計画的な更新時期が来ていること。

- ア 市の「市内街路灯のLED化促進」の方針を受け、当自治会では、平成23年度から

同 26 年度の 4 年間で、全179灯の街路灯のLED化を終えました。

- イ 「LED街灯の使用年限は概ね10年程度」と言われています。ここ数年、設置年度にかかわらず年間に数灯が故障し、修繕(1灯～約4万円、このうち50%市の補助あり)をしています。
- ウ 今後、数カ年計画での更新が必要となるが、現在の積立金(260万円余)では足りなく上積みが必要です。このため、設置10年以上とはなるが、故障灯数が少ないことから、直ちに全街路灯を更新する年度計画の策定は行わないことを常任役員会で決定しています。

(4) 「当自治会館」の老朽化に伴う支出増などから、同会館「修繕・建設積立金」の積立額が思うように伸びていかないこと。

- ア 当自治会館は、当地区の大規模宅地造成時に、当時の複数の地主様が建築して自治会に無償譲渡されたものです。土地も市に譲渡され、現在無償使用しています。
- イ 会館は、総会や役員会等の会議、各専門部の活動、各種のクラブ活動、シニア活動などに使用されるなど、有効利用されています。
- ウ 30年余を経過し、会館予算は突発的な支出も予想して毎年100万円程度となっているほか、会館の大規模改修・修繕等について、近年「修繕・建築積立金」から支出(平成27年度94万円余、同29年度も94万円余、同30年度47万円余、令和3年度150万円余、同4年度21万円余)し対応しています。
- エ 令和6年度末の会館の修繕・建替え建築のための積立金は、約2,100万円の見込みであるが、諸物価等の高騰等の経済情勢を踏まえ、今後10数年前後における会館の解体や建築等の資金としては、更に計画的な上積みが必要です。

## 5 自治会費及び除排雪費「値上げ額」の常任役員等会議での素案

(1) 9月7日開催の常任役員等会議では、「自治会費及び除排雪費は、令和7年度には値上げせざるを得ないであろう。」との方向であり、そのための全世帯記名アンケートを実施し、その結果を受け更に協議検討を進めることを決めました。

その「値上げ額(戸建)」は、次のとおりです。

- ◎ 除排雪費～月100円値上げ  $300 \rightarrow 400 \text{円} \times 12 \text{月} = \text{年}4,800 \text{円}$
- ◎ 自治会費～月100円値上げ  $400 \rightarrow 500 \text{円} \times 12 \text{月} = \text{年}6,000 \text{円}$
- ◎ 合計年額 現行「8,400円」から「10,800円」に 年2,400円の値上げ  
(年3回の徴収、1回当たり3,600円の徴収予定となります。)

(2) 「前記(1)」の「値上げ額素案」により算出すると、28.57%の値上げとなり、令和6年度

の自治会費と排雪会費の収入合計額の507万円余より、7年度の同会費収入額は、年間145万円余の増額となります。

## 6 自治会費及び除排雪費を現行のままとし、値上げしないとした場合の対応

今後の常任役員等会議において、自治会予算の用途等について、抜本的な見直しを協議検討し、令和7年度定期総会への議案提案となるが、概ね次の事項を重点として方向性を決めて行かざるを得ないところと考えます。

- ① 「臨時除雪」は中止とし、定期除排雪費のマイナス分(24万円余)は、繰越金が無くなった後は、自治会会計から繰出しの方向としていく。
- ② 「自治会夏祭り」は、実施することとしつつも、大幅な予算の削減を検討していく。
- ③ 「会館会計及び改修・修繕」は、緊急性・必要性等を更に検討し進めていく。
- ④ 「全街路灯の更年度計画」「会館建設の積立」は、計画的に進めていく。
- ⑤ 各専門部の活動、その他支出全般について支出抑制の方向で検討していく。

## 7 会費の「銀行振り込み等」に関する要望意見と、主な課題等

(1) 自治会規約の制定以来、各班長の班内各戸訪問による自治会費及び除排雪費の徴収を行ってきたが、近年の「デジタル化」の風潮から、「銀行振り込み等に変更して欲しい。」との要望が出ています。

(2) 常任役員等会議に講師を招いて研修会を行ったり、自治会上部団体の研修会に参加するなどした上で、協議検討を進めていますが、現状において次の課題があります。

ア 単純に自治会指定の銀行振り込みとした場合、振り込み費用の負担をはじめ、納入時期の確定、640世帯の納入者の確認、未納者への連絡・徴収体制、年2回分割等への対応、個別徴収希望者への対応など、対応すべき課題が多い状況です。

イ ごく一部の先進自治会では、数カ年以上をかけて、大半の会員がスマホ・パソコンの「当該自治会のLINEワークス登録」が進み、口座引き落としによる会費徴収事務を特定事業者へ委託しています。当然、徴収事務の委託手数料の負担は出て来ます。この場合でも、未登録者や未納者は、個別訪問による徴収となっています。

(3) 「前記(1)及び(2)」を念頭に置いていただいた上で、会員の皆さんの意向や方向性について、今回アンケート調査を行うこととしました。

以上、概要について説明をさせていただいた内容を踏まえ、会員の皆さんから「別紙～4つの設問」について、ご回答をいただきたくお願いを致します。 以上

〔令和6年10月総務部〕

別紙 自治会費・除排雪費の値上げ等に関する記名アンケート

回答者氏名	住所	電話番号
	あさひが丘 番地	

注～本アンケート用紙は、事務局集計等の後に、廃棄と致します。

次の設問の「1～4」の数字に、「○印」をお願い致します。本アンケートに関してご意見がある方は、「ご意見欄」に記載するか、別用紙への記載・添付提出をお願い致します。

設問 1 自治会費及び除排雪費の値上げ関係について

- 1 自治会費及び除排雪費とも、値上げはやむを得ないと思う。
- 2 除排雪費の値上げはやむを得ないが、自治会費は上げない方が良いと思う。
- 3 自治会費及び除排雪費とも、値上げはしないでほしい。

設問 2 自治会費及び排雪費の「役員会素案の値上げ額」について

- 1 役員会素案の値上げ額は、妥当であると思う。
- 2 この程度の値上げは、やむを得ないと思う。
- 3 出来れば、値上げ額を下げしてほしい。
- 4 会費は、現状のまま変更しないでほしい。

設問 3 自治会「臨時除雪」の実施関係について

- 1 除排雪費の値上げを実施した上で、実施した方が良いと思う。
- 2 除排雪費の値上げを実施してまで、実施しなくても良いと思う。

設問 4 自治会費及び除排雪費の「銀行振り込み等」関係について

- 1 諸課題の解決に努め、実施する方向で検討してほしい。
- 2 現状では、「銀行振り込み等」への移行が難しいことを理解した。
- 3 現状のまま、班長が徴収することで良いと思う。

【本アンケートに関するご意見欄】

※ 10月26日(土)までに、班長宅にお届けいただきたくお願い致します。